

2026年6月30日

協力会社の皆様へ

西松建設株式会社

工事下請負契約約款の改定（コミットメント条項）について

当社は、改正建設業法への対応として、本年7月1日より、当社の工事下請負契約約款において、適正な労務費や賃金の支払いを約する「コミットメント条項」を導入いたします。

当社におきましては、協力会社様よりご提出いただく「労務費等を内訳明示した明細書」に明示された労務費を適切に反映した請負代金をお支払いいたします。

協力会社様におかれましても、雇用されている技能者に対して適正な賃金をお支払いいただくとともに、再下請の協力会社様に対しても適正な労務費をお支払いいただきますようお願い申し上げます。

また、適正な労務費がサプライチェーン全体に行き渡ることが重要であることから、協力会社各社におかれましても、2次以下の再下請の協力会社様に対して本趣旨をご周知・展開いただきますよう、併せてお願い申し上げます。